（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二十九条の十一第一項第一号」を加える。

第十三条第一項第十号中「第二十三条第一項」の下に「及び第二十九条の十一第一項」を加える。

第十五条第一項中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第二十九条の十一第一項第一号」を加える。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第六条　貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

（貨物利用運送事業法及び物資の流通の効率化に関する法律の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

一　貨物利用運送事業法第三十三条第三号

二　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の六第四項第一号及び第二号並びに第五項第五号

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第百六十七号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第百六十八号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第四条第一号中「第五条の二十二第一項」を「第五条の二十六第一項」に改める。

附　則

この政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第百六十九号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第四十一条の二第二項（同法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中「法第四十一条の二第二項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）」を「行政審判手続に係る法第四十一条の二第二項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

裁判手続に係る法第四十一条の二第二項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める法律は、次に掲げるものとする。

一　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

二　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）

三　人身保護法（昭和二十三年法律第百九十九号）

四　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

五　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）